

鳥取市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成13年条例第2号）新旧対照表 第10条関係

改正後				改正前							
<p>○鳥取市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例 平成13年3月23日 鳥取市条例第2号</p> <p>第1条～第18条（略） 別表第1（第6条、第8条関係） 研修室等使用料</p>				<p>○鳥取市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例 平成13年3月23日 鳥取市条例第2号</p> <p>第1条～第18条（略） 別表第1（第6条、第8条関係） 研修室等使用料</p>							
区分		時間		時間		時間					
		午前9時～午後5時		午後5時～午後9時		午前9時～午後5時		午後5時～午後9時			
第1研修室	障害者等	無料		無料		第1研修室	障害者等	無料		無料	
	一般	1時間につき710円		1時間につき1,060円			第2研修室	障害者等	無料		無料
第2研修室	障害者等	無料		無料		第2研修室		障害者等	無料		無料
	一般	1時間につき710円		1時間につき1,060円			料理実習室	障害者等	無料		無料
料理実習室	障害者等	無料		無料		料理実習室		障害者等	無料		無料
	一般	1時間につき620円		1時間につき950円			第1多目的室	障害者等	無料		無料
第1多目的室	障害者等	無料		無料		第1多目的室		障害者等	無料		無料
	一般	1時間につき930円		1時間につき1,390円			第1多目的室	一般	1時間につき910円		1時間につき1,360円
備考				備考							
1 1時間未満は、1時間とする。				1 1時間未満は、1時間とする。							
2 冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。				2 冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。							

3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

別表第2（第6条、第8条関係）
リハビリテーション用プール使用料

別表第2（第6条、第8条関係）
リハビリテーション用プール使用料

区分	金額
障害者等	無料
65歳以上の者	1人1回につき270円

区分	金額
障害者等	無料
65歳以上の者	1人1回につき260円

備考 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

備考 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人